

## 新潟地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1 日時 平成19年10月31日（水）午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所 新潟地方裁判所所長室

3 出席者

大谷吉史委員，奥田隆文委員，小野塚崇委員，木村哲郎委員，下条文武委員，  
佐々木稔委員，田邊哲夫委員，辻澤広子委員，中野谷進委員，古川兵衛委員，  
村山伸子委員，山崎まさよ委員，四ツ谷有喜委員（五十音順）

4 議事概要

(1) 全体概要

ア 新委員の辻澤委員（平成19年10月11日付け選任）及び四ツ谷委員（平成19年9月10日付け選任）の自己紹介

イ 前回に引き続き、「地域のリーガルサービスのあり方を考える」との観点から，委員からのプレゼンテーションと意見交換を実施した。

今回は「経済界から見た司法」のテーマで，新潟県経営者協会専務理事である小野塚委員から最近の労働法制と雇用をめぐる諸問題についての説明があり，関連して山崎委員から労働審判の申立状況，終局状況等に関する説明を行い，これを前提に意見交換が行われた。

(2) 意見交換の概要

ア 経済界から見た司法

- ・ 新潟労働局による個別労働紛争解決制度は，労働局と労働委員会で所管しており，ほとんどの事案を労働局で担当している。労働局で担当した事案は主として3種類に分類される。単に説明，相談のみ行うもの，それに助言が加わるもの，調整委員会が介入し，斡旋を行うものがある。取扱い件数は圧倒的に説明，相談のみの手続が多い。労働委員会では，従前から，労働組合と企業との問題が主であったが，個別紛争が増加しつつある。
- ・ 労働紛争解決制度は，裁判所で扱う訴訟や労働審判，労働局の相談等及び労働委員会といくつもあるのは，いかがなものかという意見はある。ただ，労働委員も務めているが，ユニークだなと感じるのは，裁判所の労働審判員や労働局での相談などでは，中立性が大事だとされているのに対して，労働委員会では，労働側委員，経営側委員，公益委員と明確に分かれており，それぞれの立場で主張してもよいという点である。それでも委員会としては，うまくいくという面からも様々な手続というのも必要かもしれない。
- ・ 紛争を最終的に決着させるのは裁判所の判決ということになる。これは弁護士が代理人に付かなければ，かなり難しいだろう。また，労働審判も，弁護士が代

理人として担当するケースが多い。一方、労働委員会で行う個別紛争解決制度は、本人のみで行うことが多いようである。利用者や紛争の内容によつての使い分けがされているのではないか。

- ・ 労働紛争を抱えた一般の人は、これだけのいろいろな手続があると、どの窓口  
に相談するのか、どの制度を利用したらよいのかというのが分かりづらいのでは  
ないかと思われる。法テラスが、その案内役を担うのだろうが、今ひとつ、分か  
りにくい。利用者に対して、どう情報を発信するか工夫が必要であろう。
- ・ 年度毎に多少のばらつきはあるが、裁判所の労働審判事件の申立件数が増加す  
ると通常の労働訴訟事件は減少するという傾向があるようで、これも、複数の解  
決策があり、それを利用しているという裏付けではなからうか。
- ・ 今後の雇用状況は、高齢者雇用を考えざるを得ない。50人以上の従業員を有  
する企業は、高齢者雇用安定法により9割が再雇用されており、定年後も何らか  
の職に就いている。また、50人以下の企業には、そもそも定年制を採用してい  
ないことが一般的なので、ほとんどの場合は、そのまま継続して雇用されている  
ようである。

イ 裁判員の辞退事由に関する政令案についての解説

ウ 事務局からの説明

- ・ 裁判員制度広報関係の行事及び法の日週間行事について説明した。

## 5 次回期日

(1) 1月30日(水)午後2時から

(2) 次回意見交換テーマ

ア 地方自治体から見た司法(佐々木委員)

イ その他